

第21期 決算書

ノーベルファーマ株式会社

〔自 2023年1月1日 至 2023年12月31日〕

貸借対照表

[2023年12月31日現在]

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	21,329,757	流 動 負 債	4,094,324
現金及び預金	8,648,290	買 掛 金	720,189
売 掛 金	2,912,215	1 年 内 償 還 社 債	500,000
電 子 記 録 債 権	4,321,371	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	27,360
商 品 及 び 製 品	3,146,544	未 払 金	2,271,412
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,614,194	未 払 費 用	303,771
前 渡 金	386,280	未 払 法 人 税 等	153,288
前 払 費 用	98,254	前 受 金	81,221
そ の 他	202,605	預 り 金	16,155
固 定 資 産	7,476,978	賞 与 引 当 金	20,927
有 形 固 定 資 産	97,229	固 定 負 債	10,824,541
建 物	29,925	社 債	1,050,000
機 械 装 置	35,158	長 期 借 入 金	8,433,160
工 具 器 具 備 品	32,145	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	1,030,000
無 形 固 定 資 産	124,515	退 職 給 付 引 当 金	309,772
特 許 権	5,781	そ の 他	1,609
商 標 権	1,016	負 債 合 計	14,918,866
ソ フ ト ウ ェ ア	8,274	(純 資 産 の 部)	
ラ イ セ ン ス 利 用 権	109,443	株 主 資 本	13,887,869
投 資 そ の 他 の 資 産	7,255,233	資 本 金	11,650
投 資 有 価 証 券	524,679	資 本 剰 余 金	1,215,000
出 資 金	1,830	資 本 準 備 金	607,500
関 係 会 社 出 資 金	4,005,068	そ の 他 資 本 剰 余 金	607,500
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,100,020	利 益 剰 余 金	12,661,219
長 期 前 払 費 用	50,738	繰 越 利 益 剰 余 金	12,661,219
繰 延 税 金 資 産	479,054		
そ の 他	93,842	純 資 産 合 計	13,887,869
資 産 合 計	28,806,735	負 債 及 び 純 資 産 合 計	28,806,735

損益計算書

〔自 2023年1月1日 至2023年12月31日〕

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,027,503
売 上 原 価		3,455,107
売 上 総 利 益		15,572,395
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,925,720
営 業 利 益		2,646,675
営 業 外 収 益		296,578
受 取 利 息	64,350	
補 助 金 収 入	137,829	
為 替 差 益	51,858	
そ の 他	42,539	
営 業 外 費 用		134,246
支 払 利 息	45,050	
社 債 利 息	9,135	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	66,052	
助 成 納 付 金	9,446	
そ の 他	4,560	
経 常 利 益		2,809,007
税 引 前 当 期 純 利 益		2,809,007
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	783,264	
法 人 税 等 調 整 額	△ 52,722	730,542
当 期 純 利 益		2,078,465

株主資本等変動計算書
〔自 2023年1月1日 至 2023年12月31日〕

(単位: 千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	11,650	607,500	607,500	1,215,000	10,979,036	10,979,036	12,205,686	12,205,686
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△ 396,282	△ 396,282	△ 396,282	△ 396,282
当 期 純 利 益					2,078,465	2,078,465	2,078,465	2,078,465
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	1,682,182	1,682,182	1,682,182	1,682,182
当 期 末 残 高	11,650	607,500	607,500	1,215,000	12,661,219	12,661,219	13,887,869	13,887,869

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品、
原材料

総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法
ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

①ソフトウェア 定額法
②ライセンス利用権 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に備えるため、取締役会で定めた支給基準に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 契約一時金収入

開発品または製品に係る契約金一時金収入は履行が充足される一時点である許諾権等を付与した時点で収益を認識しております。

- ② マイルストーン収入 契約上定められた履行義務であるマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。
- ③ロイヤリティ収入 顧客が売上高を計上する時または顧客が知的財産のライセンスを使用する時もしくは、算定基礎となる売上が発生した時点と売上高ベースのロイヤリティが配分されている履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で収益として認識しております。
- ④製品販売収入 国内における製品販売については、製品の出荷時に収益を認識しており、輸出販売は主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる計算書類に与える影響はありません。

III. 表示方法の変更

貸借対照表関係

前事業年度において、「流動資産」の「売掛金」に含めておりました「電子記録債権」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「売掛金」に含まれる「電子記録債権」は 4,155,899 千円であります。

IV. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産	479,054 千円
--------	------------

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 現金及び預金に含まれる定期預金 551,000 千円は債務履行担保として質権設定されております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額	290,550 千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	162,227 千円
短期金銭債務	97,078 千円
長期金銭債権	2,100,020 千円

VI. 損益計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高	
営業取引高	
売上高	143,857 千円
その他の営業取引高	542,006 千円
営業取引以外の取引による取引高	64,538 千円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	13,525 株

- 当事業年度中に行った剰余金の配当

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	396,282	29,300	2022年12月31日	2023年3月27日

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

	(単位 千円)
賞与引当金	7,238
未払事業税	15,595
前受金	24,852
棚卸資産評価損	237,688
退職給付引当金	107,150
役員退職慰労引当金	51,193
投資有価証券評価損	22,847
その他	12,487
繰延税金資産合計	479,054

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、資金繰り計画に照らして、必要な資金を金融機関等からの借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金及び社債の使途は研究開発資金及び運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 長期借入金	(8,460,520)	(8,251,529)	208,990
(2) 社債	(1,550,000)	(1,550,000)	—
(3) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形

成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金		8,251,529		8,251,529
(2) 社債		1,550,000		1,550,000
(3) デリバティブ取引		—		—
負債計		9,801,529		9,801,529

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 長期借入金

時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(3)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) 社債

時価は、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(3) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(1)参照)。

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 法人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 メディバルホー ルディングス	被所有 直接 20.0%	役員の兼任	支払ロイヤリティ他 (注1、2)	228,549	未払金	74,531

(注1) 価格その他の取引条件は、契約内容を勘案し価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2. 子会社

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Nobelpharma America LLC	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	追加出資 (注4)	698,750	関係会社 出資金	2,877,250
				製品の販売 (注1)、(注2)	94,952	売掛金	48,693
				受取利息 (注3)	59,308	関係会社 貸付金	1,560,020
	Plusultra Pharma GmbH	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	追加出資 (注4)	347,823	関係会社 出資金	1,117,818
				製品の販売 (注1)、(注2)	48,905	売掛金	50,145
	ノーベルファーマ フィナンシャル 株式会社	所有 直接 100.0%	株式の所有によ る支配、管理	受取利息 (注3)	5,230	関係会社 貸付金	540,000
未収収益						4,941	

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております

(注3) 貸付金利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注4) 当社子会社の設立に伴い出資の引き受けを行ったものであります。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社の 子会社	株式会社 メディセオ	—	当社製品の販売	製品の販売 (注1、2)	16,789,801	売掛金	2,404,374
						電子記録 債権	4,245,635
				製品販売割戻料 (注1、2)		未払金	943,292
				製品販売手数料 (注1、2)			

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

4. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要会社 (個人) 及 びその近親 者が議決権 の過半数を 所有してい る会社等	久永アンド カンパニー 株式会社 (注1)	被所有 直接 73.9%	当社代表取締役 業務委託	業務委託 (注2)	294,207	-	-

(注1) 当社役員塩村仁及びその近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、契約内容を勘案し価格交渉の上で決定しております。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。

XI. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

製品販売収入	18,927,720
その他収入	99,782
顧客との契約から生じる収益	19,027,503
その他の収益	—
外部顧客への売上高	19,027,503

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記)「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	9,414,736	7,233,587
契約負債	124,785	61,371

②残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

XII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,026,829円52銭

1株当たり当期純利益 153,675円81銭

第21期 附属明細書

ノーベルファーマ株式会社

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

【 目 次 】

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細
4. 研究開発費の明細

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿残高	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物	33,682	850	—	4,607	29,925	22,289	52,214
	機械装置	48,917	—	—	13,758	35,158	206,612	241,770
	工具器具備品	25,978	23,389	2,722	14,499	32,145	61,648	93,794
	計	108,577	24,239	2,722	32,865	97,229	290,550	387,779
無形固定資産	商標権	1,196	—	—	180	1,016		
	ソフトウェア	14,375	1,880	2,168	5,812	8,274		
	ライセンス利用権	191,151	11,000	—	92,707	109,443		
	特許権	6,656	—	—	875	5,781		
	計	213,379	12,880	2,168	99,575	124,515		

当期増加額の主な内容は次のとおりです。

工具器具備品	製品製造設備	21,700千円
ライセンス利用権	製品販売許諾費	11,000千円

2. 引当金の明細

(単位:千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
賞与引当金	248,956	20,927	248,956	20,927
退職給付引当金	265,890	76,211	32,329	309,772
役員退職慰労金	980,000	50,000	—	1,030,000

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科目	金額	摘要
販売促進費	1,489,573	
荷造運賃	80,515	
広告宣伝費	205,238	
市場調査費	91,937	
役員報酬	18,901	
給料手当	1,691,138	
出向者負担金	160,994	
従業員賞与	3,573	
退職金	7,687	
賞与引当金繰入額	20,927	
退職給付費用	56,663	
役員退職慰労引当金繰入	50,000	
法定福利費	247,204	
福利厚生費	17,913	
業務委託費	1,848,638	
支払手数料	265,811	
支払ロイヤリティ	296,535	
賃借料	221,262	
消耗品費	131,955	
修繕費	7,050	
水道光熱費	3,832	
旅費交通費	165,481	
減価償却費	97,009	
敷金償却	2,070	
租税公課	37,282	
交際費	18,088	
保険料	33,098	
通信費	33,247	
諸会費	15,892	
寄付金	87,800	
新聞図書費	14,076	
会議費	5,854	
研究開発費	5,479,322	
教育研修費	14,814	
雑費	4,327	
合計	12,925,720	

4. 研究開発費の明細

(単位:千円)

科目	金額	摘要
荷造運賃	24,564	
給料手当	799,038	
従業員賞与	18,325	
退職金	497	
退職給付費用	19,548	
出向者負担金	12,992	
法定福利費	112,171	
福利厚生費	106	
C M C 費用	1,223,850	※
非臨床費用	328,042	
臨床費用	2,077,745	
業務委託費	260,855	
支払手数料	354,259	
ライセンス料	62,155	
賃借料	3,612	
研究開発材料費	3,133	
消耗品費	44,087	
修繕費	0	
旅費交通費	78,123	
減価償却費	27,577	
租税公課	1,182	
保険料	103	
通信費	351	
諸会費	7,608	
新聞図書費	12,038	
会議費	2,317	
教育研修費	5,021	
雑費	10	
合計	5,479,322	

※ Chemistry, Manufacturing and Control

製剤開発研究、品質評価研究に係る費用

独立監査人の監査報告書

2024年3月14日

ノーベルファーマ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ノーベルファーマ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役としての責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私ども監査役は2023年1月1日から2023年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私ども監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月14日

ノーベルファーマ株式会社

監査役

豊田友康



監査役

加賀保弘

